

# 審議会等会議録様式

## 第17回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

令和5年8月24日（木）10時00分～12時15分

■場所：

草津市役所 502会議室

■出席委員：10人

布施委員、辰野委員、片山委員、田中優帆委員、吉田委員、宮下委員、樽井委員、前野委員、田中義一委員、安藤委員

■欠席委員：3人

松尾委員、野田委員、杉田委員

■事務局：

福留課長、小島補佐、中井主事

■傍聴者：

なし

### 1. 開会

---

【事務局】

定刻になりましたので始めさせていただきます。

改めまして、本日は御多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまより、第17回草津市有償運送運営協議会を開会させていただきます。

事務局の草津市都市計画部交通政策課の福留です。本日の会議が円滑に進みますよう、皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は13人でございまして、本日の会議の出席予定者は10人、欠席は3人、そのうち2人の方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、半数以上の委員に御出席いただいていることとなりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

次に、この度、新たに御就任いただきました委員様がいらっしゃいますので、紹介させていただきます。

近江タクシー株式会社より辰野様でございます。

近江ハイヤー労働組合より吉田様でございます。

草津市都市計画部より杉田副部長でございますが、本日は、所用により欠席でございます。次に、資料の確認をさせていただきます。

資料については、先日郵送にてお渡しさせていただきましたが、お手元に届くのが非常に遅くなってしまい、大変申し訳ございませんでした。もし、本日御持参されていない方が居られましたらお申し出ください。

本日の会議の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1の協議会設置要綱、資料2の草津市福祉有償運送ガイドライン、資料3の草津市有償運送運営協議会幹事会の運用について、参考の国土交通省の資料、今回更新される事業者「NPO 法人アザレア」の申請書一式となります。

なお、資料1の協議会設置要綱につきましては、最新のものを配布できておりませんでしたので、机の上におかせていただいているものと差替えをお願いいたします。また、当日資料としまして、滋賀運輸支局様より資料の提供をいただきましたので、一部置かせていただいております。不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。それでは、本協議会について簡単に説明をさせていただきます。

#### 【事務局】

草津市有償運送運営協議会設置要綱、草津市福祉有償運送ガイドラインの説明および今回 NPO 法人アザレアが変更申請される予定である事業者協力型自家用有償旅客運送について私から説明をさせていただきます。

初めに、**資料1**を御覧ください。

草津市有償運送運営協議会は、道路運送法および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために設置しております。

所掌事務については、第2条に規定しており、主な事項は第3号の道路運送法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録を申請する場合における運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項となります。

委員については、第3条に規定しており、お手元の委員名簿のとおり、13名の方が当協議会の委員でございます。任期は、第4条に規定のとおり、2年以内としております。

会議については、第6条に規定しており、会議の成立要件や、公開・非公開の取扱い等を定めています。

また、第7条の規定では、協議会の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができるとしてあります。なお、この幹事会につきましては、その他案件で後ほど議論をたく考えております。

次に、**資料2**を御覧ください。

こちらは、草津市福祉有償運送ガイドラインを一部抜粋したものです。まず、福祉有償運送制度について、説明させていただきます。

3ページの下の方を御覧ください。

制度概要ですが、「福祉有償運送」は、NPO等の非営利法人が、障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車（白ナンバー車）を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて会員制個別輸送サービスを行うものです。利用するためには、あらかじめ、事業所への会員登録が必要になり、複数の事業者にも会員登録することも可能です。

4ページを御覧ください。

福祉有償運送を行う事業者は、道路運送法第79条の規定により、国土交通大臣の「登録」を受ける必要があります。登録の申請は、福祉有償運送を行う地域を所管する運輸支局（滋賀運輸支局）に対して行うこととなりますが、事前に地域の関係者等で構成される運営協議会の合意が必要となっています。

そのため、本市では、市域における福祉有償運送の必要性、収受する適正な対価、安全運行管理体制などを協議する機関として先ほど説明させていただきました「草津市有償運送運営協議会」を設置しています。

福祉有償運送制度を活用した事業を実施しようとする、NPO等の非営利事業者の方は、運輸支局への登録申請書類を、事前に「草津市有償運送運営協議会」に提出いただき、地域の関係者の合意形成を調えた後に、本申請を実施するという流れになります。

事業を実施することができるのは、NPO法人や社会福祉法人等であります。個人の方や地域ボランティアグループ等の任意団体は個別申請できません。また、株式会社などの営利法人も福祉有償運送の登録申請はできません。

運送の区域、形態、使用車両、対価、5ページの運送対象者については、この後で説明させていただきますので、省略させていただきます。

次に7ページを御覧ください。

こちらは、福祉有償運送登録申請の流れを図示したものです。

まず、NPO等の非営利事業者から、事前審査申請書を提出していただき、事務局で事前審査を行います。

運送事業者の要件適格審査や対象旅客の要件適格審査を終えた後、草津市有償運送運営協議会へ付議し、合意形成が得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。

また、表①～③に該当する内容の変更を行う場合は、幹事会（判定委員会）での判断が必要であり、その場合は幹事会（判定委員会）を終えた後に、合意形成を得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。

次に9ページを御覧ください。

草津市有償運送運営協議会で審査する項目です。

主な項目について、順に説明させていただきます。

「審査の対象」は、自家用有償旅客のうち、福祉有償運送に関する登録となります。

「運送の主体」は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会、町内会など）、労働者協同組合となります。

「運送の区域」は、旅客の発地または着地のいずれかが草津市内であること。

「運送の対象者」は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている方およびその付添人であること。ただし、ロの精神障害者、ハの知的障害者、ホの要支援者、ヘの厚生労働大臣が定める基準に該当する者、トのその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者につきましては、運営協議会または判定委員会において、当該者の移動制約の状況について運送の対象とすることが適当であることの確認が必要となります。

「使用車両」は、乗車定員11人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車およびボランティア個人の持ち込み自動車となります。

「収受する対価」は、実費の範囲内で、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。また、運送の対価は当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であり、運送の対価以外の対価は、待機料金、介助料などがあり、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記することが必要となります。

その他に「運転者要件」「運行管理等」「事故の対応等」「苦情処理体制」等について記載しています。ガイドラインの説明は以上とさせていただきます。

今回の協議会では、この後NPO法人アザレアの変更登録審査がありますが、その中で事業者協力型自家用有償旅客運送という制度に関する内容がありますので、簡単に当該制度について説明をします。

参考資料として、国土交通省HPに掲載されている資料をつけておりますので、そちらを御覧ください。

事業者協力型自家用有償旅客運送とは、令和2年11月27日に道路運送法等が改正されて創設された制度であり、自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理で協力することにより、運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化するものとなっております。

こちらの制度により、利用者にとってはより安心安全なサービスを受けることが可能となり、NPO法人等の運送主体にとっては業務負担の軽減や更新登録の有効期間の延長が可能となり、バス・タクシー事業者にとっては委託費の確保等による収入面での向上が期待できます。今回、NPO法人アザレアから当該制度への変更登録申請が提出されましたので、詳細

については後ほど説明させていただきます。

説明としましては簡単ではございますが、以上となります。

#### 【事務局】

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、協議会設置要綱の第6条第2項の規定に基づき、当協議会会長の樽井会長にお願いしたいと思います。樽井会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

## 2. 議事

---

#### 【会長】

それでは、会議を進めさせていただきます。

はじめに、議事にかかる個人情報の保護について、今回、審査案件が審議されるに先立ち、とくに福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害程度、生活関連情報など個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第6条第7項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

<異議なし>

それでは、これより議事に入らせていただきます。

なお、今回の議事に関しまして、次第では道路運送法第79条登録団体の変更登録審査および更新登録審査が分けて記載されておりますが、進行については、変更登録審査および更新登録審査にかかる事業者説明、質疑応答を同時に行い、協議・審査に進みますので、よろしくお願いいたします。

まず、はじめに審査にあたっての流れを御説明いたします。

今回の申請につきましては、変更登録および更新申請であります。

この後申請事業者に入室してもらい、事業概要や変更点を15分程度説明していただき、その後、質疑応答を15分程度実施し、事業者退席後、協議・審査に移ります。

資料については、「NPO 法人アザレアの道路運送法第79条登録団体の更新登録審査に係る申請書一式」となります。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ここまでの説明で御不明な点などありませんでしょうか。

それでは、これから1件目の更新審査に入らせていただきます。申請事業者「NPO 法人アザレア」の入室をお願いいたします。

<<非公開>>

**【会長】**

それではこれより協議、審査に入ります。

只今の審査案件について、運輸支局への届出の条件である地域関係者合意について、当協議会として地域関係者合意に至ってもよいか、それとも問題があり、一部修正などの条件が必要か。あるいは、見直しすべき点が多く、再度申請として差し戻すかの議論をお願いします。

なお、変更登録審査と更新登録審査は分けて合意形成を行います。

では一つ目の事業所協力型への変更につきまして、御意見、御異議等ありましたらお願いします。

**【委員】**

基本的には更新していただいて良いかと思いますが、同一法人内での運用となり、事業者の内部まで当協議会で審査することができないため、事務局から適切に対応していただく旨を伝えてもらう方が私は良いかと思います。

**【会長】**

こちらから提出する書類に、認可以外の付加的な意見をつける場合はあるのでしょうか。

**【委員】**

事務局から協議が調ったことを証する書類を提出していただくことになり、「その他事項」で、付加的な意見を記載することはできますが、更新に関して要件が付くというような場合はあまりないです。

**【会長】**

今意見として出た懸念について、同一法人内での運用になり、第三者の目が入らないことで確認がないがしろになる可能性はありますので、事業者協力型への変更は認めますが、運用については適切に行っていただきたいという意見が出たことを事業者に伝えていただけますか。

**【事務局】**

分かりました。

**【会長】**

他に御意見、御異議等ありましたらお願いします。

<異議なし>

それでは、一つ目の事業者協力型への変更登録につきましては、地域合意形成がなされているといたします。

ただし、協議が調ったことをお伝えする際に、運用については適切に行ってくださいという御意見をお伝えしてください。

二つ目の更新登録につきまして、御意見、御異議等ありましたらお願いします。

<異議なし>

では更新登録につきまして、地域合意形成がなされているといたします。

慎重な御審査をいただき有難うございました。

審査の結果については、文書にて申請者に通知いたします。

その他、質疑応答の過程で出た書類の修正については、事務局に一任しますので、よろしくお願いいたします。

### 3. その他

---

#### 【会長】

続きまして、その他案件として、「草津市有償運送運営協議会幹事会の運用について」事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

はい。現在、当市で設置しております「草津市有償運送運営協議会幹事会」の運用方法について、皆様の御意見をいただきたく、その他案件として挙げさせていただいております。

資料3-1「草津市有償運送運営協議会幹事会の運用について」を基に説明させていただきます。

現在、福祉有償運送の運送対象者は身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護認定者、要支援認定者、厚生労働大臣が定める基準に該当する者、その他肢体不自由、内部障害等の障害を有する者の7区分に分かれており、身体障害者および要介護者以外の旅客を運送しようとする場合には、地域公共交通会議等において当該者の身体状況等について、その方が運送の対象とすることが適当であることの確認を行う必要があります。これは国の処理方針として定められており、当市では、草津市有償運送運営協議会幹事会（判定委員会）を設置し、その中で確認を行っている状況ではありますが、福祉有償運送事業者から、判定委員会での審査に1か月程度かかることから審査の簡略化の要望を受けましたので、この度皆様の御意見をお伺いしたく考えております。

まず、判定委員会にかかる現在の運用方法がどのようなものか簡単に説明させていただきます。

まず、事業者から旅客の追加に係る事前申請書が提出され、身体障害者および要介護者以外の旅客であった場合、判定委員会を開催します。判定委員会のメンバーとしては、一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者、自家用有償旅客運送の利用が想定される方、事務局が必要と認める者としており、令和元年度に開催された判定委員会では、滋賀県タクシー協会、滋賀自立支援センター、滋賀県脊髄損傷者協会、市障害福祉課、当課のメンバーで実施しました。

判定委員会では、事業者からの説明および質疑応答を行い、福祉有償運送の対象として適当か協議検討を行い、適当とされた場合は、次の運営協議会において、事務局から報告案件として結果を説明し、合意を証する書面を事業者へ提出するという流れとなっており、申請から合意が得られるまでに1か月程度かかります。

判定委員会で判断する内容については、主に2点あり、1点目は「他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であるかどうか」です。こちらは道路運送法施行規則で定められているものであり、福祉部局や交通事業者等の意見を聞きながら判断するものとしております。

2点目は「福祉有償運送以外に適している移動支援サービス等が受けられないか」です。こちらは福祉有償運送の利用の可否を判断するものではなく、利用者の方がより良い移動手段を受けることができないか協議し、付加的な意見として事業者へお伝えするものです。

判定委員会を設置している理由としましては、先ほど述べた基準を判断するうえで、当課だけでは専門知識がなく、適切な判断が難しいことが挙げられます。また、判定を簡略的に行うことで、1点目の条件に合致していない人も運べてしまう状況になることを防ぐためにも、福祉部局や交通事業者等に意見をいただいて判定しております。これらの理由から、事務局としては、判定委員会を設置して福祉有償運送で運ぶことが適当か判断することが適切であると考えておりますが、判定委員会の設置の必要性等について、様々な視点から皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。

もし今回、判定を簡略化した方がいいと意見が多ければ、事務局で検討をさせていただき、再度協議会を開催して、議事として挙げさせていただき流れで考えております。

参考として近隣市の状況をまとめており、大津市、守山市では当市と同じように判定委員会を設けておりますが、野洲市では関係機関に聞き取りを行った後、事務局が最終判断を行っております。また、甲賀市ではチェックシートをあらかじめ定めて、書面で判断する方法を行っており、様々な判定方法がある中で、草津市の協議会としてどの判定方法が適切であるか、皆さんの御意見を広くお聞きしたく考えております。

資料3-2及び3-3は、判定の簡略化について福祉有償運送事業者からいただいた要望書となっておりますので、参考に御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

私からの説明については以上であります。

**【会長】**

委員の皆様から御意見を伺いたく思います。

**【委員】**

福祉有償運送制度については、公共交通機関のバリアフリー化がなかなか進まず、車いす使用者等の障害者が公共交通機関を非常に使いづらい背景があったところから始まっており、当然公共交通機関を利用できる方にとっては必要のない制度だと思います。そのような中で、障害者の方は誰でも福祉有償運送制度が使えるようにしてしまうと、様々な弊害が出てしまうことが考えられます。

また、公共交通機関の利用に際して精神障害者や知的障害者のうち、ヘルパーがついていれば問題なく利用できる方もおられ、そういった方には移動支援や、その他の行動援助が受けられるようになっており、福祉有償運送の利用の判定については、慎重を期する部分があると思いますので、判定委員会が必要だと思います。逆に、身体障害者の方に関しても判定委員会が必要ではないかと思います。

**【委員】**

現場でタクシーに乗務していると知的障害者の方が利用されることがありますが、急に暴れだす場面にあったことがほとんどありません。ですので、タクシー事業者として対応も出来るし、どの程度の方が福祉有償運送を必要とするのかが分かりません。

**【委員】**

実際にパニックを起こされる方は、何らかの原因があってパニックを起こされるのですが、一般のタクシーやバス、福祉有償運送の車両などの車両に乗っても原因は同じです。ですから、パニックを起こされるから必ず福祉有償運送でないといけないということにはならないと思います。

ただし、多人数のところに入るのが苦手だという方は実際おられますので、そのような方に関しては、当人の事情を踏まえて協議で諮って認めていくのは必要かと思います。

**【委員】**

草津市においては、障害者の方を受け入れる施設が充実していることから、知的障害や精神障害をお持ちの方が草津市に転入される事例は増加しているかと思います。そのような方について、前住所地では利用していたが、草津に転入して審査に1、2か月かかってしまうと、その方の生活に大きな影響がありますので、転入者の方については過去の利用履歴の状況に応じてすぐに使えるようにする等、福祉有償運送の利用履歴を判定委員会における判断材料としていただくと良いと思います。

**【委員】**

判定委員会については、令和元年度が最後の開催となっておりますが、精神障害や知的障害をお持ちの方のニーズがあるのであれば、審査に1か月かかっても申請して然るべきだと思います。申請件数が溜まってきて、その状況を何とかしたいと言われたら分かるのですが、令和元年度以降申請がないところを見ると、本当にニーズがあるのかが疑問です。

**【事務局】**

資料3-3に記載されているとおり、福祉有償運送を使いたいという声はがあると福祉有償運送事業者から聞いておりますが、審査には1か月程度かかり、すぐに使うことはできないことを伝えると、利用を諦められるとのことでした。福祉有償運送以外の移動手段で移動ができているのであれば、それで問題ないかと思うのですが、福祉有償運送事業者としては、公共交通機関に単独で乗ることが難しい方は福祉有償運送を利用することが出来ると法律上決まっている中で、福祉有償運送という移動手段が利用者にとって選択できるような移動手段であってほしいという思いがあるということで、今回御要望をいただいておりますので、福祉有償運送を使わないと移動ができない方がいるという状況ではありません。

**【委員】**

障害者の方については、福祉サービスを受ける中で年に1回相談支援員等と相談する機会があり、移動支援が必要な場合はそこで判断していただいているので、突然福祉有償運送が必要となる場面が私としては考えにくいです。今回の協議会に要望をされた経緯が分かれば教えていただきたいです。

**【事務局】**

経緯としましては、判定委員会の簡略化について突然福祉有償運送事業者から要望があったわけではなく、過去から事務局に対して要望をされていたものとなります。過去からの要望の中では、「差別」という言葉を使っており、先ほど委員からも御指摘があったとおり、身体障害者の方は判定委員会にかけることなく、事業者側の判断で福祉有償運送を使うことが出来る一方で、知的障害者、精神障害者等の方については、福祉有償運送で運ぶことが適当か事務局側で判断をする必要があります。事務局としては、判定委員会は福祉有償運送制度を使うための審査であり、申請者の身体状況に応じて審査を区別しているものと考えておりますが、福祉有償運送事業者としては差別であると考えておられることから、様々な視点からの御意見をお聞きしたうえで、判定委員会設置の必要性を判断したく、今回この議題を挙げさせていただいたところになります。

**【委員】**

草津市は、福祉タクシー運賃助成事業としてタクシーチケットの配布もされており、福祉有償運送でも使えるようにしていただいていたかと思いますが、対象となる障害はどの程度までだったのでしょうか。

**【委員】**

身体障害者手帳1級、2級保持者、療育手帳の重度所有者、精神障害者保健手帳1級所有者、介護保健の要介護3以上の認定を受けた方になっています。

**【委員】**

これを聞くと、多数の方が対象となっておりますが、このような制度もある中で、突然福祉有償運送が必要となる方がどれだけおられるのか分かりにくいと感じました。

**【委員】**

補足ですが、タクシーチケットについて、現在利用できるのは道路運送法の4条許可、78条許可、79条登録をされている事業者に限られています。43条許可を受けている事業者は使えません。私はこれが問題ではないかと思います。4条許可、78条許可、79条登録をされている事業所と43条許可を受けている事業所で実施している内容はほとんど同様であるにも関わらず、草津市では使えないので、何を基準にして決められたのか分からないですが、ずっと運用が変わりません。

43条許可を受けている事業者としては、タクシーチケットが使えない代わりに現金で受け取っているため、収益は変わらないですが、利用者がタクシーチケットを利用できなくて余ってしまったらして負担になっているのではないかと思います。

**【事務局】**

タクシーチケットの件については、福祉部局に伝えます。

**【委員】**

福祉有償運送事業者からの話を聞いた限りでは、実際に利用者から差別だと言われ、板挟み状態になって困っているように感じました。先ほど委員からお話があった福祉有償運送制度の成り立ちや意義等を利用者に伝えることが難しいのではないかと思います。私も、障害者の方から差別だと言われたらつらいです。ただし、必要としていない方も使えてしまっただけではないのではないかという意見や、福祉サービスを受けられている方は、移動支援で困っていないのではないかという意見が出ているところをみると、判断をする際には第三者の目が必要ではないかと思います。利用者から差別だと言われるから運用を変えるのは違うのではないかと思います。

**【会長】**

他に御意見等ございましたら、お伺いします。

**【委員】**

今年度で任期は終わりますが、もし続けて委員として就任できれば、判定委員会や協議会でお手伝いさせていただきますので、御検討よろしくお願ひします。

**【委員】**

資料3-2の要望書について、裏面の3行目に「単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者の定義に、どのように誰が決めるとの障害者からの質問に対し、陸運局からの返答は、本人という。」と記載されております。どのような経緯でこのやり取りがあったのか明確ではありませんが、障害の程度に関して最も詳しいのは本人や周りの方であることは間違いなく、本人の申告は当然尊重すべき重要な事項であると思います。ただし、運輸局としては、地域公共交通会議等で第三者の目線を入れて自家用自動車旅客運送の対応の利用者となるかどうか確認することを定めているところであり、その確認方法が判定委員会の設置や、チェックシートを用いての事務局判断となっているため、草津市でも何かしらの確認方法は必要ではないかと思ひます。

**【会長】**

事実確認が欲しいところではありますが、御意見として受け止めたところかと思ひます。また、上申書が市長あてになっておりますが、回答はどのようにされるのでしょうか。

**【事務局】**

資料3-2が提出された経緯として、判定委員会の簡略化について、協議会で諮る際に口頭で委員の皆様にお伝えすることは難しいので、要望書を提出していただき、その書類をもって協議会に諮らせていただきたいと依頼して提出していただいたものになるため、回答は協議会に諮った結果を事務局から福祉有償運送事業者へお伝えさせていただくこととなります。

これまでの皆様の御意見を集約しますと、判定委員会の設置は必要であるとの方向で問題ないかと思われるので、その旨を要望された福祉有償運送事業者に回答をさせていただきたいと思ひます。

**【会長】**

利用者が判定にかかる期間、福祉有償運送が使えずに不便で困っているという事実があったことは確認し、理解もしました。しかし、その実態が何件程度あるのか不明な中で、委員の皆様からの意見の根本には福祉有償運送の利用の可否は一件ずつ丁寧に判断する必要

があるという思いがあることから、協議会の意見としては、判定を簡略化する必要はないということになるかと思えます。

判定委員会を行う上で、判定までの期間を短縮できる方法があれば、その方法を検討すべきかと思えますが、福祉有償運送以外にも福祉サービスや介護タクシー等の様々な移動手段がある中で、福祉有償運送で運ぶことが適当であるかの判断は丁寧に行っていくべきだということが、当協議会における基本の考えということによろしいでしょうか。

<意見なし>

**【会長】**

ありがとうございました。この件に関しましては以上としまして、今回出た意見を持って事務局で検討を進めていただきます。

他に御意見等ございますでしょうか。

**【委員】**

事前にお渡しさせていただいております国土交通省からの資料に基づいて、御説明させていただきます。

令和5年8月1日付で改正された制度がございまして、改正概要にカッコ書きで「道路運送法の施行規則関係」と記載されているところで、自家用運送旅客運送の自動車内において、これまでは運転者の氏名を掲示することとなっておりますが、氏名の代わりに自動車登録番号を表示することになりました。こちら経過措置がありますので、すぐさま氏名が書かれていることでの罰則はありませんが、8月1日付で制度が改正されておりますので、皆様に情報提供させていただきました。

**【会長】**

他に御意見等ございますでしょうか。

なければ、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。事務局へお返しいたします。

**【事務局】**

議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたりまして活発な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第17回草津市有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)